

Chambersカード会員特約〈法人用〉

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員およびカード使用者等に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の「法人会員規約(ビジネスカード用)」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスと日本商工会議所が包括契約をし、カード会社と日本商工会議所および実施商工会議所(以下合わせて「会議所」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。
●Chambersカード
2. 入会を申込む法人または個人事業主および当該法人または個人事業主により指定された会社の役員、社員もしくは個人事業主本人は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社および会議所(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が入会を承認した、会員およびカード使用者等は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)と会議所の会員資格(以下「会議所会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員またはカード使用者等に会議所の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等会議所会員資格を有するに不相当であると認められた場合、会議所は、何らの通知、催告を要しないで当該会員またはカード使用者等の会議所会員資格を取消することができるものとします。これにより会員が会議所会員資格を喪失した場合、そのカード使用者等も当然に会議所会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が会議所会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、会員は、会議所またはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 4 条(特典およびサービスの利用)

1. 会員またはカード使用者等は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。

2. 会員またはカード使用者等は、会議所が提供する特典およびサービスを受ける場合、会議所所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
カード使用者等 1 名の場合	11,000 円	275 円
カード使用者等 2 人目より 1 名につき	2,200 円*	275 円*

ただし、DC 法人会員規約および ChambersDC カード会員特約(事業所用)に定めるところに従い入会した場合の本カードの年会費は、以下のとおりとします。

なお、ゴールド会員の場合であって、法人会員規約(ビジネスカード用)および Chambers カード会員特約(法人用)に定めるところに従い入会したカード使用者等の年会費は、以下にかかわらず、1 名につき 2,200 円とします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
カード使用者等 1 名の場合	11,000 円	275円
カード使用者等 2 人目より1名に つき	2,200円*	275 円*
カード使用者等 6 名以上	1法人につき 22,000円*	1 名につき 275 円*

*2人目以降のカード使用者等の年会費は、1人目のカード使用者等の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、2人目以降のカード使用者等の年会費は、カード使用者等として入会後から1人目のカード使用者等の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025 年 12 月 9 日改定

Chambersカード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、法人会員規約(ビジネスカード用)上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または Chambers カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

代表者等およびカード使用者(以下これらを総称して「同意者」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に同意者が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ②入会申込日、契約日、支払口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称:日本商工会議所および実施商工会議所

住 所:〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2
丸の内二重橋ビル

電 話 番 号:03-3283-7824

利 用 目 的:①日本商工会議所および実施商工会議所の事業における
市場調査、商品開発。

②日本商工会議所および実施商工会議所の事業における
宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第3条(利用中止の申出)

同意者が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 同意者は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。